

平成27年度から使用する第9地区教科用図書の採択にかかわる情報公開の取扱要領

第9地区教科用図書採択教育委員会協議会

(趣旨)

- 1 教科用図書やその採択に対する地域住民の関心が高く、また、開かれた採択が要請されていることにかんがみ、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲内で情報の公開に努め、教員や保護者等が、第9地区で使用される教科用図書の特徴を理解するとともに、第9地区における今後の採択業務の充実に資する。

(目的)

- 2 この取扱要領は、平成27年度から使用する第9地区教科用図書の採択にかかわる情報の開示に関し、開示する内容及び手続きについて必要な事項を定めることにより、開かれた採択の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関)

- 3 第9地区における教科用図書の採択にかかわる情報公開は第9地区教科用図書採択教育委員会協議会が行う。また、開示の場所は第9地区教科用図書採択教育委員会協議会事務局担当網走市教育委員会(網走市南6条東3丁目)とする。

(請求の権利)

- 4 何人も、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会に対して、6に示す内容の開示を請求することができる。

(請求期間)

- 5 平成26年 9月 1日から開示する。

(開示の範囲)

- 6 公開する内容は次のとおりとする。
 - ① 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会規約
 - ② 第9地区教科用図書選定委員会規則
 - ③ 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員名簿
 - ④ 第9地区教科用図書選定委員会委員名簿
 - ⑤ 調査研究報告書
 - ⑥ 採択した教科用図書一覧
 - ⑦ 採択理由
 - ⑧ 議事録

(請求の手続き)

- 7 別記様式により開示請求書を提出する。

(開示方法)

- 8 請求のあった内容について、閲覧により開示する。(写しの交付による開示は行わない。)

(開示等の決定)

- 9 この取扱要領による場合は、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会事務局長の決裁により7日以内に開示するものとし、これによりがたい場合には、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会において協議する。

この取扱要領は平成26年 7月31日から施行する。